



トーカイ通信

2016年
11月号



こんにちはトーカイです



日頃は株式会社トーカイをご愛顧賜り誠にありがとうございます。

肌寒い季節となりました。

体調に気を付けて、日々の業務に励んで頂ければと思います。



ワインの効果についてご存じですか？

毎年11月中旬に解禁となるワインについてはテレビや新聞等でもよく耳にします。ワインにはポリフェノール以外にもたくさんの成分が含まれている事をご存じでしょうか？

今回はそのワインに着目し、効果や効能について紹介致します。



2016年
ボジョレーヌーボーの解禁日
11月17日(木)



ワインの効果と効能

1 動脈硬化・ガン予防

ワインに含まれるポリフェノールは酸化しやすい物質で体内に入るとすぐ活性酸素を素早く結合する為に、動脈硬化やガンの原因となる悪玉活性酸素を消滅させると言われています。

2 アルツハイマー病予防

ワインの中には数多くのミネラルが含まれていますが、特にマグネシウム、カリウムが多く含まれています。マグネシウムは脳細胞の活性化に役立ち、アルツハイマー予防効果も期待されています。

3 高血圧予防

ワインに多く含まれているカリウムは、体内のナトリウムと結合して、塩分を減少させ、高血圧予防に役立つと言われています。

ボジョレーヌーボー【解禁日:11月第3木曜日】

ボジョレーヌーボーは、その年に収穫したぶどうを醸造し、出荷される新酒ワインのことを言います。

ボジョレーヌーボーの解禁日は初めは11月11日だったそうですが、現在は11月第3木曜日の午前0時と取り決められています。2016年の解禁日は11月17日午前0時となります。

解禁日を固定するとその日が日曜日となる場合があります。ワインショップやレストランがお休みとなったら意味がないので、休みではない11月第3木曜日をボジョレーヌーボーの解禁日としたようです。

因みに日本では日付け変更線の関係で原産国のフランスよりも早く頂くことができちゃいます。



シャンパンとスパークリングワインは別物？

「シャンパン」は「スパークリングワイン」のうちの一つのカテゴリーです。

「スパークリングワイン」は、一般には3気圧以上のガス圧を持った発泡性ワインの総称です。ちなみに、3気圧以下のもは弱発泡性ワインといえます。

その中で、「シャンパン」はフランスのシャンパーニュ地方でつくられ、かつフランスのワインの法律(AOC法:原産地呼称管理法)に規定された条件を満たしたもののみ名乗ることができる名称です。条件にはつくられる地域やぶどうの品種、栽培や伝統的製造方法、アルコール度数などの項目があります。



新居浜
編

トーカイ従業員おすすめ情報をピックアップ!

トーカイのご当地グルメ

愛媛のまじめな洋菓子店 永久堂『銘菓 かきくらべ』

〒792-0882 愛媛県新居浜市又野1丁目4番32号
TEL:0897-45-0063 営業時間:9:00 ~ 19:00 定休日:元日のみ

新居浜太鼓祭りは徳島阿波踊り、高知よさこい祭りと並び、四国三大祭りの一つと言われています。新居浜太鼓祭りの起源は、江戸時代初期といわれ祭礼の神輿に彩を添える山車的一种です。

「銘菓かきくらべ」はこの勇壮且つ絢爛豪華な新居浜太鼓のかきくらべに因み、永久堂店主が五十年の歴史と技術により真心こめて作り上げた逸品として、全国菓子大博覧会名誉金賞を受賞した自他ともに認める新居浜の代表銘菓です。

新居浜へお越しの際は、是非永久堂へお越しください。弊社新居浜営業所のすぐ近くです。

HP: <http://www.ehimesan.com/>



読者プレゼント 20名様

トーカイ通信に関する意見・ご感想などをお寄せいただいた方の中から抽選で20名様にプレゼント。

※詳しくは裏面をご覧ください。

新居浜営業所 のおすすめ



上から
渡部(勇)
近藤(亮)
山下
石川
内田

3月22日より新しい営業所で従業員一同業務に励んでおります。ぜひ新居浜市お越し頂き、海と山の自然の融合をぜひ楽しんで頂ければと思います。

新居浜市限定 かくべえ 覺兵衛の大判焼き

新居浜営業所がある新居浜市は、四国のほぼ中北部に位置し、北は瀬戸内海の燦灘、南は四国山系に面し、海と山に囲まれ気候温暖で自然豊かな景勝地がたくさんある人口約12万人の県下第三の都市です。

そんな新居浜市にある覺兵衛(かくべえ)さんの布団締め形の大判焼きもおすすめです!

太鼓台をモチーフとした大判焼きで、新居浜市限定商品となっております。他地域では手に入りませんがぜひ新居浜市にお寄りの際はご賞味下さい。

平成28年10月12日に厚生労働省の第66回社会保障審議会介護保険部会が開催され、『軽度者への支援のあり方』と『福祉用具・住宅改修』が議題として取り上げられました。今回の会議での決定事項はありませんが、議論されました主な内容をまとめました。

軽度者への支援のあり方

要介護1・2の生活援助の総合事業への移行は見送り、人員基準見直しでコスト削減を図ることを提案



財務省は、「要介護1、2」の生活援助を介護保険から外し自治体事業に移行するよう要求を今年5月に示しております。その要求に対し、厚生労働省は今回の会議でサービスを自治体に移行する制度見直しを先送りし、まずは平成27年度から実施している「要支援1、2」を対象とした生活援助などの自治体移行を「着実に進める」と提案しました。厚生労働省としては、自治体移行を先送りする一方で生活援助に必要な人員基準の見直し、低コストでサービスを提供、事業者への介護報酬を引き下げたい考えを示しました。

提案に対し、委員メンバーから挙がった主な意見

訪問介護における生活援助の人員基準を緩和すれば、介護報酬が下がることが考えられるが、若い人がやりたがらない訪問介護の人材不足になる可能性がある上に、処遇改善の方向に逆行する。

要介護認定が不安定で、地域によって違いがある。予防給付が地域支援事業でしっかり受けられているのかの検証が行われていない中で見直しは、時期尚早である。

福祉用具貸与・住宅改修

貸与価格の外れ値の「見える化」と、住宅改修の申請様式の統一と受領委任払いの促進を提案

福祉用具の貸与についても軽度者（要支援1～要介護2）の原則自己負担（一部補助）とすべきとの要求を今年5月に財務省は示しました。

その要求に対し、厚生労働省は今回の会議で、福祉用具貸与の給付費を膨らませる一因になっているとして、貸与価格の外れ値を「見える化」し抑制することを提案しました。

主な「見える化」の方法としては、以下の案を示しました。

- 給付費請求データに基づいて全ての福祉用具の貸与価格情報を把握し、全国レベルでホームページにおいて公表する仕組みを作ってはどうか。
- 利用者が適切な福祉用具を選択できるよう、福祉用具専門相談員が、貸与価格情報等を用いて貸与しようとする製品の価格・特徴等を利用者に説明すること、及び複数の製品を提示することを義務づけてはどうか。併せて、利用者に交付しなければならない福祉用具貸与計画書を介護支援専門員（ケアマネジャー）にも交付することとしてはどうか。（会議資料より引用）

また、極端に高い額を貸与価格とする場合にはあらかじめ保険者の了解を必要とすることとしてはどうか、という提案も示されました。

住宅改修では、事業者により技術・施工水準のバラツキが大きいこと、住宅改修費は償還払いのため、国保連合会に給付データの蓄積がないなど、工事価格等の取引実態の把握が進んでいない状況にあることが課題として挙げられました。

その課題に対して、厚生労働省は今回の会議で、以下の案を示されました。

- 事前申請時に利用者が保険者に提出する見積書類の様式（改修内容、材料費、施工費の内訳が明確に把握できるもの）を、国が示すこととしてはどうか。
- 複数の住宅改修事業者から見積りを取るよう、介護支援専門員（ケアマネジャー）が利用者に対し説明することとしてはどうか。（会議資料より引用）

その他、共通論点としては価格設定や保険給付の対象範囲、利用者負担のあり方等については、委員より「現行通りで良いと思う」という意見と「所得、要介護度に応じたメリハリ付けを限度額に反映させる必要がある。高所得の者には所得制限をする必要がある。」との意見に分かれました。

参考情報：厚生労働省 第66回社会保障審議会介護保険部会資料 <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000139430.html>
その他、弊社傍聴記録、一般社団法人日本福祉用具供給協会 協会ニュース（事務局情報） No.26より

同一製品の貸与価格（月額）の分析

最高価格／平均価格	品目数
2倍未満	3品目
2倍以上6倍未満	28品目
6倍以上10倍未満	4品目
10倍以上	3品目

種目	平均価格	最高価格	販売価格
スロープ	597円	7,180円	5千円程度
手すり	1,741円	20,000円	5万円程度
特殊寝台	8,803円	100,000円	18万円程度

出所：「介護保険総合データベース（平成27年3月審査分）」から抽出した38の製品に係る給付データを基に財務省作成

提案に対し、委員メンバーから挙がった主な意見

価格公表で本体とメンテナンスを分けて提示すればよい、利用者にとってわかりやすい仕組みを作るべきである。

業者の言いなりにならないように、客観的なアセスメントを介在させることが必要である。

住宅改修の材料判断は難しい。単に安価というだけではだめだ。

住改の見積書様式で効果があればよいが、大工など難しくすれば引き受け手がなくなる恐れもある。

トーカー通信に関するご意見・プレゼントの応募について

プレゼント応募締切：2016年11月30日(水)

トーカー通信に関するお声をお寄せいただいた方の中から抽選で「かきくらべ」を合計20名様にプレゼントいたします。右記方法にてお声をお寄せください。ご感想もお待ちしております！！（ペンネーム可）

【プレゼントのご応募について】

「内容」のところにご意見とご希望の「プレゼント商品名」をご記入ください。当選者には、ご登録いただきましたメールアドレスより、改めて送付先をお伺いさせていただきます。（ご連絡は、@tokai-corp.com がドメインのアドレスより送信させていただきます。）

【個人情報の使用目的について】

ご記入された個人情報等は以下の目的にのみ使用し、以下の場合を除いて、第三者に提供いたしません。

- 統計データを作成し、今後のトーカー通信の作成や商品やサービスの向上を図るため
- プレゼント当選者への商品の発送のための配達業者への住所・氏名・電話番号の開示のため

●発行・編集 / 株式会社トーカー シルバー事業本部 企画課 〒500-8828 岐阜県岐阜市若宮町9丁目16番地
【電話】058-377-2986 【FAX】058-263-0151

2016.11【vol.30】

受付は終了しました